

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 ロゴマーク利用規程

2026年3月

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会(以下「本学会」という)が定める公式ロゴマーク(以下「本ロゴ」という)の適正な利用を確保し、本学会の品位および信用を保持することを目的とする。

第2条(権利の帰属)

本ロゴに関する著作権その他一切の知的財産権は、本学会に帰属する。

第3条(利用主体)

本ロゴは、本学会会員および本学会が承認した個人または団体に限り、利用することができる。

本学会および関連学会が「主催」、「共催」、「協賛」、「後援」する事業も含まれる。

第4条(会員による利用)

1. 本学会会員が、学会活動の一環として非営利目的で本ロゴを使用する場合には、原則として事前申請を要しない。
2. ただし、以下の場合には、会員であっても事前に本学会の承認を得なければならない。
 - 企業、出版社、制作会社等の第三者が関与する制作物
 - 広告、宣伝、販売促進等を目的とするもの
 - Web サイト、SNS、動画配信サービス等において、本学会の公式事業であるかのような誤解を生じるおそれがあるもの

第5条(営利目的での利用)

企業、出版社、制作会社等による営利目的での本ロゴの使用は、会員・非会員を問わず、事前に本学会の書面による承認を得なければならない。

第6条(Web・SNS・動画での利用)

1. 本ロゴの Web サイト、SNS、動画配信サービス等への使用は、本学会が制作・管理する公式媒体、または本学会が事前に承認した場合に限り認める。
2. 個人または第三者が運営する媒体において、本学会の公式見解、公式事業、または本学会が特定の内容を支持・推奨していると誤認される使用をしてはならない。

第7条(禁止事項)

以下の行為を禁止する。

1. 本ロゴの改変(色、文字、形状、縦横比等の変更)
2. 本学会の品位または信用を損なうおそれのある使用
3. 公序良俗に反する目的での使用
4. 本学会の承認なく第三者に再許諾する行為

第8条(利用の中止・取消)

本学会は、本ロゴの利用が本規程に違反すると判断した場合、当該利用の中止または承認の取消を求めることができる。

第9条(免責)

本ロゴの利用により生じた損害について、本学会は一切の責任を負わない。

第10条(規程の改定)

本規程は、必要に応じて本学会が改定することができる。